

滋賀県後期高齢者医療広域連合
令和8年度歯科健康診査推進計画

滋賀県後期高齢者医療広域連合

目次

1	歯科健康診査推進計画の策定について	1
2	歯科健診の実施について	1
3	歯科健診の目標について	2
4	歯科健診の対象者について	2
5	歯科健診の実施方法等について	3
6	個人情報の保護について	4

資料

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の歯科健康診査実施要綱
後期高齢者歯科健康診査 受診者数および受診率【令和7年度】

1 歯科健康診査推進計画の策定について

「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成26年3月31日厚生労働省告示第141号）が示され、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）においても、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする保健事業実施計画（第3次）を令和6年3月に策定しました。

同実施計画では、健康診査やレセプトデータ等のデータ分析から、滋賀県における後期高齢者の健康課題を提示し、その課題を解決する方策として実施すべき保健事業を取りまとめており、肺炎や低栄養防止など高齢者に多く発生する疾病予防のきっかけ作り等の観点から、平成29年度から県内全域で実施している歯科健康診査（以下「歯科健診」という。）事業について、さらに推進することとしました。

これらを踏まえ、歯科健診を着実に実施するため、具体的な事項について記載する「歯科健康診査推進計画」を策定するものです。

2 歯科健診の実施について

（1）歯科健診の目的

歯科健診は、う蝕（むし歯）の発見、義歯の状態や口腔衛生状況等の確認、歯磨き指導等により、口腔環境を改善し、口腔機能の低下や誤嚥性肺炎等、高齢者に多く発生する疾病予防のきっかけ作りと、被保険者の健康の保持増進、健康意識の向上を図ることを目的とします。

（2）歯科健診の実施

歯科健診は、広域連合が一般社団法人滋賀県歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に業務を委託し、歯科医師会の指定した医療機関（以下「歯科医院」という。）が行います。

3 歯科健診の目標について

令和8年度は、歯科健診受診率の目標を28%に設定しています。

令和7年度までの受診率の実績と保健事業実施計画（第3次）に定める目標値を勘案し、令和8年度の受診率の目標を設定しています。

令和8年度の受診率の目標と過去の実績

	令和7年度		令和8年度	
	① 受診率	当初 目標	27.0 %	目標
	実績	19.8 %		
② 健診受診者数	6,303人		7,880人	
③ 管内被保険者数	214,875人		221,485人	
④ 健診対象者数	31,884人		28,142人	

※ ③および④は、各年度の4月1日時点の人数

4 歯科健診の対象者について

歯科健診は、滋賀県後期高齢者医療制度の被保険者で当該年度内に76歳または81歳となる被保険者に実施しますが、次に掲げる項目のうちいずれかに該当する方については、その対象から除外しています。

- (1) 刑事施設、労役場等に拘禁されている者
- (2) 病院又は診療所に入院している者
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項第2号から第5号までに掲げる施設に入所、入院している者

5 歯科健診の実施方法等について

(1) 実施主体及び実施方法

歯科健診の実施主体は広域連合であり、その実施にあたっては被保険者の利便性や地域の特性に応じた受診ができるよう歯科医師会に業務を委託しています。

(2) 歯科健診の項目

次に掲げる項目のとおりです。

- ① 口腔診断
- ② 歯周病・口腔衛生診断
- ③ 嚥下機能の検査
- ④ その他必要な項目

(3) 実施時期

令和8年9月1日から令和8年12月28日まで

(4) 実施場所

歯科医師会の指定する歯科医院

(5) 対象者への案内方法等

広域連合より受診券等を対象者宛てに送付します。

(6) 自己負担額：無料

(7) 受診率向上等の取り組み

- ・ 歯科健診に関するポスターを作成し、実施歯科医院等に配付する。
- ・ 歯科健診未受診者を対象に、受診勧奨通知を送付する。
- ・ 歯科健診をわかりやすく説明したチラシを受診券送付時に同封する。
- ・ 広域連合ホームページで周知する。

(8) 年間スケジュール

9月 受診券の送付

9月から12月 受診期間

11月 受診勧奨通知の送付

6 個人情報の保護について

(1) 個人情報の取扱い

受診者等の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）その他関係法令を遵守し、適正かつ厳正な管理に努めています。

(2) 歯科健診結果データの保管及び活用

歯科健診の結果データは、広域連合が適正に管理し、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的として活用します。

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の歯科健康診査実施要綱

制定：平成 29 年 2 月 9 日

(改正：令和 3 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療制度に係る被保険者（以下「被保険者」という。）に対して歯科健康診査（以下「歯科健診」という。）を実施することにより、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(歯科健診の対象者)

第 2 条 歯科健診の対象者は、当該年度内に 76 歳または 81 歳となる被保険者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 刑事施設、労役場等に拘禁されている者
 - (2) 病院又は診療所に入院している者
 - (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 55 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる施設に入所、入院している者
- 2 前項の規定にかかわらず、広域連合長が適当であると認める場合には、歯科健診を受診することができる。

(歯科健診の項目)

第 3 条 歯科健診の項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 口腔診断
- (2) 歯周病・口腔衛生診断
- (3) 嚥下機能の検査
- (4) その他必要な項目

(歯科健診の実施)

第 4 条 広域連合は、一般社団法人滋賀県歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に歯科健診の実施を委託するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者への受診券や案内の送付等は広域連合が実施するものとする。

(歯科健診結果の通知)

第5条 歯科医師会は、歯科健診の実施後、すみやかに受診者に対して、歯科健診の結果を通知するものとする。

(歯科健診結果の活用)

第6条 広域連合及び関係市町(滋賀県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年1月26日滋賀県指令自振第4号)第2条に定める「関係市町」をいう。)は、歯科健診結果のデータを第1条に規定する目的のために活用するものとする。

(個人情報の管理)

第7条 歯科医師会は、受診者の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令を遵守し、適正かつ厳重に管理しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、歯科健診の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

後期高齢者歯科健康診査 受診者数および受診率【令和7年度】

令和8年3月11日作成

(単位 人、%)

市町	対象者数			受診者数			受診率		
	76歳	81歳	総計	76歳	81歳	総計	76歳	81歳	総計
	計	計		計	計		計		
大津市	4,966	3,028	7,994	1,030	593	1,623	20.7%	19.6%	20.3%
彦根市	1,435	922	2,357	267	171	438	18.6%	18.5%	18.6%
長浜市	1,642	1,008	2,650	335	192	527	20.4%	19.0%	19.9%
近江八幡市	1,232	756	1,988	263	170	433	21.3%	22.5%	21.8%
草津市	1,677	1,102	2,779	345	213	558	20.6%	19.3%	20.1%
守山市	1,017	624	1,641	196	118	314	19.3%	18.9%	19.1%
栗東市	749	486	1,235	126	93	219	16.8%	19.1%	17.7%
甲賀市	1,396	737	2,133	306	143	449	21.9%	19.4%	21.1%
野洲市	749	475	1,224	170	108	278	22.7%	22.7%	22.7%
湖南市	825	441	1,266	143	81	224	17.3%	18.4%	17.7%
高島市	861	514	1,375	183	111	294	21.3%	21.6%	21.4%
東近江市	1,600	955	2,555	208	157	365	13.0%	16.4%	14.3%
米原市	526	369	895	98	85	183	18.6%	23.0%	20.4%
日野町	327	194	521	70	54	124	21.4%	27.8%	23.8%
竜王町	196	104	300	46	32	78	23.5%	30.8%	26.0%
愛荘町	259	160	419	61	37	98	23.6%	23.1%	23.4%
豊郷町	109	61	170	10	10	20	9.2%	16.4%	11.8%
甲良町	112	84	196	14	18	32	12.5%	21.4%	16.3%
多賀町	122	64	186	26	20	46	21.3%	31.3%	24.7%
県全体	19,800	12,084	31,884	3,897	2,406	6,303	19.7%	19.9%	19.8%

※健診実施期間：令和7年9月1日～令和7年12月28日

令和7年度後期高齢者歯科健康診査市町別受診率

